古市古墳群 古室山古墳 赤面山古墳 大鳥塚古墳 助太山古墳 鍋塚古墳 城山古墳 峯ヶ塚古墳 墓山古墳 野中古墳 応神天皇陵古墳外濠外堤 鉢塚古墳 はざみ山古墳 青山古墳 蕃所山古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五号、昭和三十年十七号、昭和三十一年文化財保護委員会告示第一号、昭和四十年文化財保護委員会告示第十号、昭和四十九年文部省告示第百十四号、昭和五十年文部省告示第百十五号、昭和五十一年文部省告示第百十六号、昭和五十二年文部省告示第百十七号、昭和五十三年文部省告示第百十八号、昭和五十四年文部省告示第百十九号、昭和五十五年文部省告示第百二十四号、昭和五十六年文部省告示第百二十五号、昭和五十七年文部省告示第百二十六号、昭和五十八年文部省告示第百二十七号、昭和五十九年文部省告示第百二十八号、昭和六十年文部省告示第百二十九号、昭和六十一年文部省告示第百三十号、昭和六十二年文部省告示第百三十一号、昭和六十三年文部省告示第百三十二号、平成元年文部省告示第百三十三号、平成二年文部省告示第百三十四号、平成三年文部省告示第百三十五号、平成四年文部省告示第百三十六号、平成五年文部省告示第百三十七号、平成六年文部省告示第百三十八号、平成七年文部省告示第百三十九号、平成八年文部省告示第百四十号、平成九年文部省告示第百四十一号、平成十年文部省告示第百四十二号、平成十一年文部省告示第百四十三号、平成十二年文部省告示第百四十四号、平成十三年文部科学省告示第百四十五号及び平成十三年文部科学省告示第百四十六号		
大阪府羽曳野市誉田五丁目	五四五番		

備考　地域に関する実測図を大阪府教育委員会及び高槻市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

イナス三三七二九・五八五メートル、ＨＫ九地点（Ｘ＝マイナス三三七二・三二三Ｙ＝マイナス三三七三八・八三八メートル）、一二六八二〇・八三八メートル、ＨＫ一〇地点（Ｘ＝マイナス三三七二・二四九Ｙ＝マイナス三三七三七・二六八メートル）、ＨＤ四六一・〇五八メートル）、Ｙ＝マイナス一二六八六地点（Ｘ＝マイナス三三七二・五四一メートル、Ｙ＝マイナス三三七三・四〇六メートル）、ＨＤ四五地点（Ｘ＝マイナス一二六八六・〇四七メートル、Ｙ＝マイナス三三八三・五九二メートル）、ＨＤ四四地点（Ｘ＝マイナス三三八四〇・〇メートル、Ｙ＝マイナス一二六八六・六八一メートル）、ＨＫ一二地点（Ｘ＝マイナス三三八一・一三一メートル、Ｙ＝マイナス一二六八七六・一メートル）、ＨＤ五地点（Ｘ＝マイナス三三八一・一三一メートル、Ｙ＝マイナス一二六九〇五・七〇九三一・一七二メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

○文部科学省告示第十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝に同表中欄に掲げる地域を追加して指定するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日

文部科学大臣　髙木　義明

加茂遺跡	平成十二年文部省告示第百三十七号	兵庫県川西市加茂一丁目 同　南花屋敷二丁目	六番、七番、八番、一一番、一二番、一三番、一四番、一六番、一七番、一八番 二四七番一、二七一番一、三三九番一、三三九番二、三三九番三、三三九番四
萩往還	平成元年文部省告示第百三十二号	山口県萩市大字東田町字東田町	七番四
津屋崎古墳群	平成十七年文部科学省告示第二十二号	福岡県福津市奴山字原 同　奴山字伏原 同　奴山字沖田 同　勝浦字新原 同　勝浦字月花	一三二一番、一三二二番、一三二三番、一三二〇番、一三三七番一、一三三七番二、一三三七番三、一三四一番 一三四二番、一三四九番、一三七三番、一三七四番二 一四三〇番、一四三三番一、一四三三番二、一四三六番一 三七五二番一、三七六二番一、三七六二番二、三七八五番、三七八六番、三七九二番、三七九六番一 三八三三番一、三八三四番二
筑前国分寺跡	大正十一年内務省告示第二百七十号及び平成十九年文部科学省告示第百九号	福岡県太宰府市国分三丁目	六一九番三、六一九番六、六一九番七、六一九番八
大友氏遺跡	平成十三年文部科学省告示第百二十八号、平成十三年文部科学省告示第百二十九号、平成十三年文部科学省告示第百三十号、平成十四年文部科学省告示第百三十一号、平成十四年文部科学省告示第百三十二号、平成十四年文部科学省告示第百三十三号、平成十四年文部科学省告示第百三十四号、平成十四年文部科学省告示第百三十五号、平成十四年文部科学省告示第百三十六号、平成十四年文部科学省告示第百三十七号、平成十四年文部科学省告示第百三十八号、平成十四年文部科学省告示第百三十九号、平成十四年文部科学省告示第百四十号、平成十四年文部科学省告示第百四十一号、平成十四年文部科学省告示第百四十二号、平成十四年文部科学省告示第百四十三号、平成十四年文部科学省告示第百四十四号、平成十四年文部科学省告示第百四十五号、平成十四年文部科学省告示第百四十六号、平成十四年文部科学省告示第百四十七号、平成十四年文部科学省告示第百四十八号、平成十四年文部科学省告示第百四十九号、平成十四年文部科学省告示第百五十号、平成十四年文部科学省告示第百五十一号、平成十四年文部科学省告示第百五十二号、平成十四年文部科学省告示第百五十三号、平成十四年文部科学省告示第百五十四号、平成十四年文部科学省告示第百五十五号、平成十四年文部科学省告示第百五十六号及び平成十四年文部科学省告示第百五十七号	大分県大分市顕徳町三丁目	四四一五番七、四四一七番八、四四一七番十二